

アセアン主要国における 日本の地名等の商標登録実態調査 (2016年度改訂版)

2017年5月24日



セブンシーズ IPコンサルティング上海



セブンシーズ IPコンサルティング台湾



特許業務法人 オンダ国際特許事務所

弁理士 金森 晃宏

はじめに

<本調査の概要>

- ◆ 2014年10月に行ったアセアン主要国における日本の地名等の商標登録実態調査(「前回調査」)のアップデート

例)

OSAKA



- ◆ 調査対象国

インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

- ◆ 調査事項

- I アセアン主要国における日本の地名等の商標登録の有無
- II アセアン主要国における第三者による日本国周知・著名商標名の商標登録の有無
- III 前回調査以降のアセアン主要国における第三者による地名等の商標登録に関する判例及び報道
- IV 第三者によって登録された登録商標への対抗策

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)

<調査方法>

◆ データベース

- ・原則として「SAEGIS」(Clarivate Analytics社提供)を使用
- ・補足として下記データベースを使用

国名	データベース名	提供元
インドネシア	e-Status HKI	インドネシア知的財産総局
マレーシア	IP Online Search	マレーシア知的財産公社
フィリピン	ASEAN TM View	ECAP III(欧州知的財産庁)
シンガポール	IP2SG Search	シンガポール知的財産庁
タイ	ASEAN TM View	ECAP III(欧州知的財産庁)
ベトナム	IP Lib	ベトナム国家知的財産庁

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)

<調査方法(続き)>

- ◆ 調査開始時: 2016年11月
- ◆ 調査対象: 以下①～⑤の「日本の地名等」
 - ①日本の都道府県名(47件)
例) 東京(Tokyo), 大阪(Osaka) 等
 - ②政令指定都市名(20件)
例) 札幌(Sapporo), 名古屋(Nagoya) 等
 - ③地域団体商標名(581件)
例) 神戸ビーフ(Kobe Beef) 等
 - ④ジェトロが指定する地名(20件)
例) 本州(Honshu), 銀座(Ginza) 等
 - ⑤地理的表示(22件)
例) 夕張メロン(Yubari Melon) 等

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<インドネシア>

◆ 商標名別検索結果

<都道府県名> (33件/47件)
東京、大阪、北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、埼玉、千葉、富山、石川、福井、長野、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、 <u>熊本</u> 、宮崎、鹿児島、沖縄
<政令指定都市名> (12件/20件)
札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、堺、京都、岡山、広島、福岡
<地域団体商標> (2件/581件)
今治タオル、 <u>高島ちぢみ</u>
<地理的表示> (0件/22件)
該当なし
<ジェトロが指定する地名> (16件/20件)
日本、本州、東北、 <u>関東</u> 、 <u>近畿</u> 、 <u>四国</u> 、九州、関西、梅田、新宿、渋谷、原宿、秋葉原、銀座、小樽、富良野、

※太字は登録商標を含む地名等、下線は係属中の出願のみの地名等。

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<インドネシア>

◆ 前回調査からの推移

- ・2014年以降、新たに82件(1件は日本の公的機関)の商標出願がなされた。

○ 登録商標のステータス変化 前回調査時:全212件

登録維持	176件
放棄等	35件
訴訟	1件

○ 係属中出願のステータス変化 前回調査時:なし

登録	
係属	
拒絶・取下等	

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<マレーシア>

◆ 商標名別検索結果

<都道府県名> (16件/47件)

東京、大阪、北海道、宮城、秋田、富山、石川、山梨、長野、奈良、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄

<政令指定都市名> (6件/20件)

横浜、川崎、大阪、堺、神戸、福岡

<地域団体商標> (2件/581件)

高島ちぢみ、宇治茶

<ジェトロが指定する地名> (6件/20件)

日本、近畿、中国、渋谷、原宿、銀座

<地理的表示> (0件/22件)

該当なし

※太字は登録商標を含む地名等、下線は係属中の出願のみの地名等。

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<マレーシア>

◆ 前回調査からの推移

- ・2014年以降、新たに9件(2件は日本の公的機関)の商標出願がなされた。

○ 登録商標のステータス変化 前回調査時:全41件

登録維持	38件
放棄等	3件

○ 係属中出願のステータス変化 前回調査時:全28件

登録	4件
係属	14件
拒絶・取下等	10件

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<フィリピン>

◆ 商標名別検索結果

<都道府県名> (13件/47件)

東京、大阪、北海道、青森、宮城、秋田、新潟、富山、愛知、三重、滋賀、京都、佐賀

<政令指定都市名> (7件/20件)

札幌、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸

<地域団体商標> (5件/581件)

神戸ビーフ、神戸牛、神戸肉、但馬ビーフ、但馬牛

<ジェトロが指定する地名> (5件/20件)

日本、関東、中国、梅田、銀座

<地理的表示> (2件/22件)

神戸ビーフ、但馬牛

※太字は登録商標を含む地名等、下線は係属中の出願のみの地名等。

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<フィリピン>

◆ 前回調査からの推移

- ・2014年以降、新たに20件(6件は日本の公的機関)の商標出願がなされた。

○ 登録商標のステータス変化 前回調査時:全49件

登録維持	46件
放棄等	3件

○ 係属中出願のステータス変化 前回調査時:全21件

登録	7件
係属	1件
拒絶・取下等	13件

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<シンガポール>

◆ 商標名別検索結果

<都道府県名> (12件/47件)
東京、 <u>大阪</u> 、北海道、秋田、千葉、富山、福井、 <u>三重</u> 、京都、奈良、佐賀、長崎
<政令指定都市名> (5件/20件)
千葉、川崎、名古屋、京都
<地域団体商標> (11件/581件)
飛騨牛、今治タオル、鹿児島黒牛、神戸ビーフ、神戸牛、神戸肉、宇治茶、PROSCIUTTO DI PARMA、但馬ビーフ、但馬牛、十勝川西長いも
<ジェトロが指定する地名> (4件/20件)
日本、近畿、関西、銀座
<地理的表示> (3件/22件)
神戸ビーフ、但馬牛、十勝川西長いも

※太字は登録商標を含む地名等、下線は係属中の出願のみの地名等。

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<シンガポール>

◆ 前回調査からの推移

- ・2014年以降、新たに10件(5件は日本の公的機関)の商標出願がなされた。

○ 登録商標のステータス変化 前回調査時:全36件

登録維持	34件
放棄等	2件

○ 係属中出願のステータス変化 前回調査時:全10件

登録	8件
係属	0件
拒絶・取下等	2件

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<タイ>

◆ 商標名別検索結果

<都道府県名> (15件/47件)

東京、大阪、北海道、秋田、千葉、富山、石川、長野、三重、奈良、徳島、香川、高知、佐賀、大分

<政令指定都市名> (9件/20件)

札幌、仙台、横浜、千葉、川崎、大阪、名古屋、堺、神戸

<地域団体商標> (8件/581件)

豊後牛、飛騨牛、鹿児島黒牛、神戸ビーフ、神戸牛、神戸肉、但馬ビーフ、宇治茶

<ジェトロが指定する地名> (9件/20件)

日本、関東、近畿、関西、梅田、渋谷、原宿、銀座、富良野

<地理的表示> (2件/22件)

神戸ビーフ、但馬牛

※太字は登録商標を含む地名等、下線は係属中の出願のみの地名等。

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<タイ>

◆ 前回調査からの推移

- ・2014年以降、新たに30件(2件は日本の公的機関)の商標出願がなされた。

○ 登録商標のステータス変化 前回調査時:全58件

登録維持	45件
放棄等	13件

○ 係属中出願のステータス変化 前回調査時:全24件

登録	11件
係属	5件
拒絶・取下等	8件

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<ベトナム>

◆ 商標名別検索結果

<都道府県名> (13件/47件)

東京、大阪、秋田、群馬、千葉、富山、長野、愛知、三重、奈良、香川、高知、佐賀

<政令指定都市名> (7件/20件)

仙台、千葉、横浜、川崎、大阪、堺、神戸

<地域団体商標> (6件/581件)

近江牛、神戸ビーフ、神戸牛、神戸肉、但馬ビーフ、但馬牛

<ジェトロが指定する地名> (6件/20件)

日本、四国、九州、関西、小樽、富良野

<地理的表示> (2件/22件)

神戸ビーフ、但馬牛

※太字は登録商標を含む地名等、下線は係属中の出願のみの地名等。

調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<ベトナム>

◆ 前回調査からの推移

- ・2014年以降、新たに35件(7件は日本の公的機関)の商標出願がなされた。

○ 登録商標のステータス変化 前回調査時:全18件

登録維持	17件
放棄等	1件

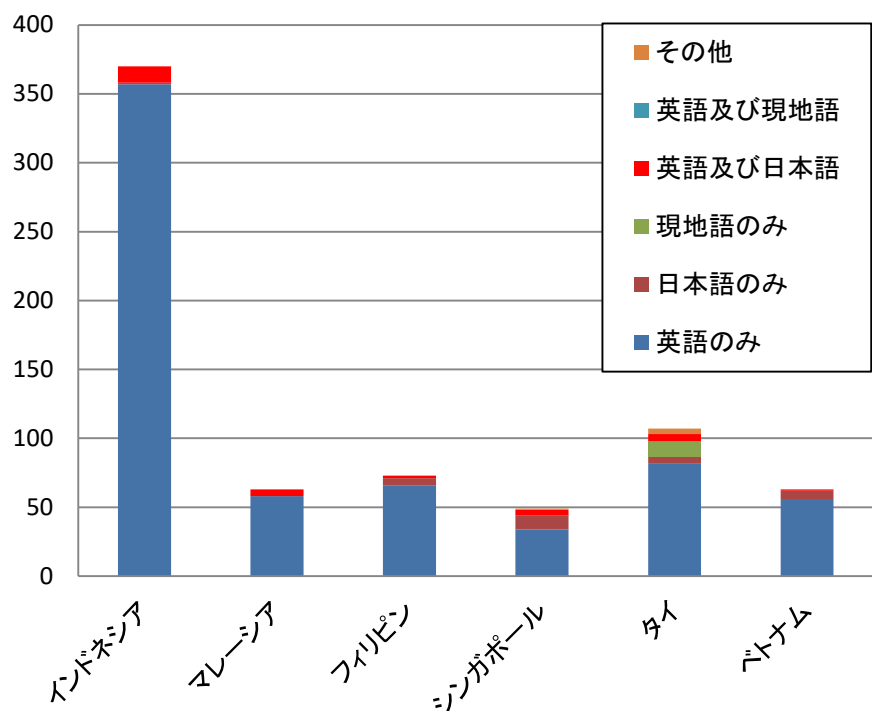
○ 係属中出願のステータス変化 前回調査時:全40件

登録	2件
係属	0件
拒絶・取下等	38件

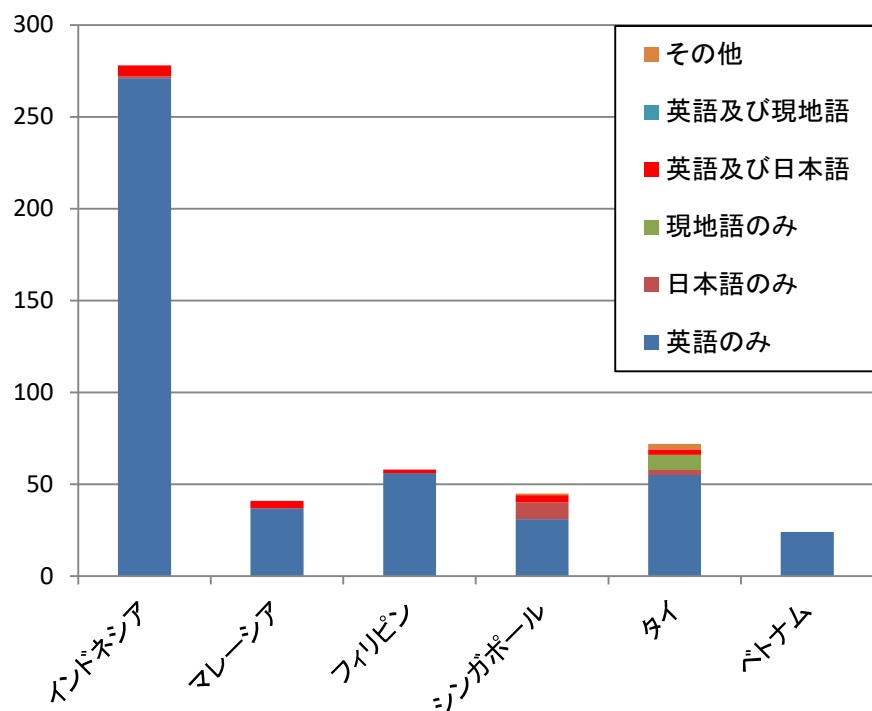
調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<主要国間の比較>

出願及び登録商標件数



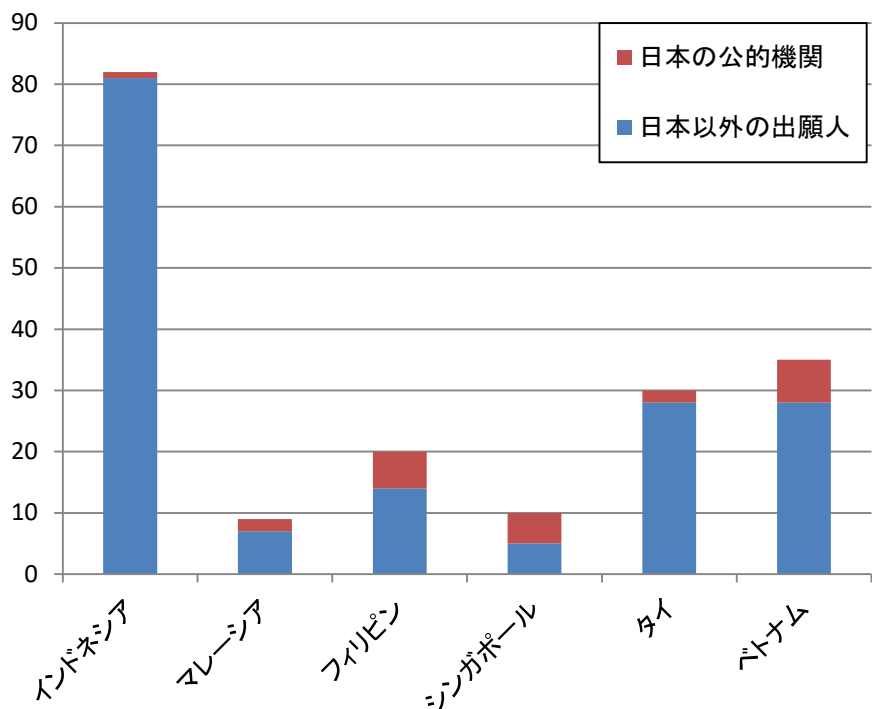
登録商標件数



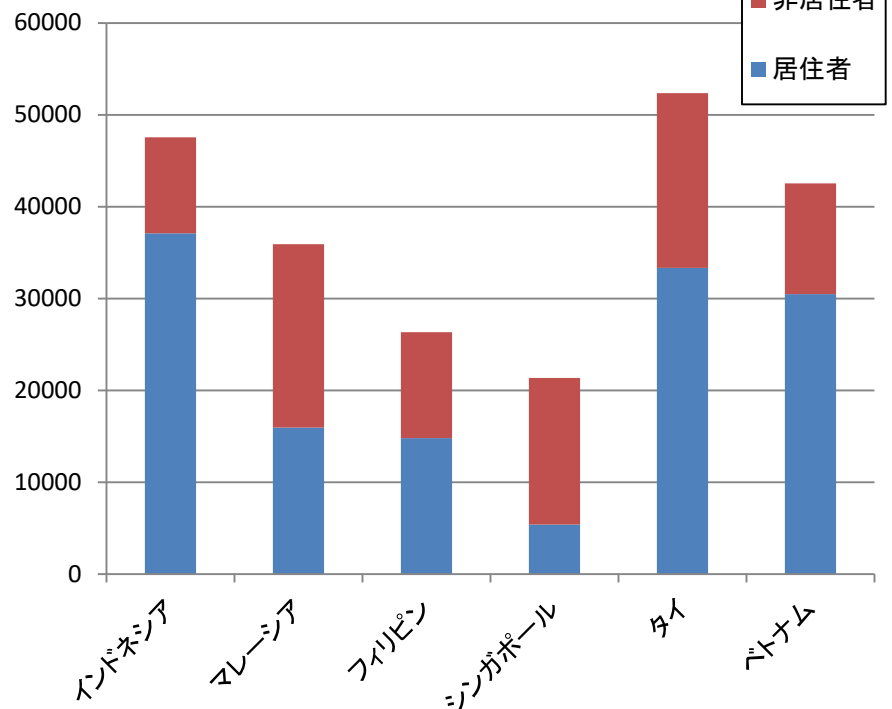
調査事項 I (日本の地名等の商標登録の有無)の結果

<主要国間の比較(続き)>

2014年以降の出願件数



2015年の国別出願件数



※WIPO統計から作成。

調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）

<調査方法>

◆ データベース

・「ASEAN TM View」(ECAPⅢ(欧州知的財産庁)提供)を使用

◆ 調査開始時:2017年1月

◆ 収録状況

国名	収録件数
インドネシア	818,580件
マレーシア	746,741件
フィリピン	376,932件
シンガポール	632,658件
タイ	476,819件
ベトナム	347,814件

調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）

<調査方法(続き)>

◆ 調査対象：全133件

- ・日本国特許庁が提供しているJ-Platpatの「日本国周知・著名商標検索」に収録されている商標のうち、以下の3つの条件を満たし、かつ単一の英単語ではない商標
 - (i) 権利者が日本企業である。
 - (ii) 防護標章登録されている。
 - (iii) 「商標(検索用)」がアルファベット表記の文字商標である。

調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）

The screenshot shows the J-Plat Pat website interface. At the top, there is a header with the logo, contact information (ヘルプデスク 9:00-21:00, 03-6666-8801, helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp), and navigation links (English, 特許庁, サイトマップ, ヘルプ一覧). Below the header is a blue navigation bar with icons for 特許・実用新案, 意匠, 商標, 審判, and 経過情報. The main content area is titled "日本国周知・著名商標検索" and includes a search form with dropdown menus for "検索項目" (商標, 読み方, 権利者) and text input fields. A search menu is open, listing 10 options, with "9. 日本国周知・著名商標検索" highlighted in red. At the bottom, there are buttons for "検索" and "全件一覧表示" (circled in red), and a link to "このページのトップへ".

ヘルプデスク (9:00-21:00)
☎ 03-6666-8801
✉ helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English 特許庁 サイトマップ ヘルプ一覧

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

特許・実用新案 意匠 商標 審判 経過情報

↑ トップページ > 商標 > 日本国周知・著名商標検索

日本国周知・著名商標検索 [? ヘルプ](#)

商標名や文献番号等から防護標章として登録されている商標及び異議決定・審判・せん。

日本国周知・著名商標検索のご利用の際の注意は [利用上の](#)

検索項目

商標 (検索用)

AND

読み方 (片仮名)

AND

権利者/名義人名称

AND

図形商標を検索

1. 商標番号照会
2. 商標出願・登録情報
3. 称呼検索
4. 図形等商標検索
5. 図形等分類表
6. 商品・役務名検索
7. 商品・サービス国際分類表
8. 指定商品の書換制度について (特許庁HPへ)
9. 日本国周知・著名商標検索
10. 不登録商標検索

入力画面 + 結果一覧 + 詳細表示

標を検索できます。なお、検索結果は商標公報に代わるものではありません。

[このページのトップへ](#)

[利用のご案内](#) | [プライバシーポリシー](#) | [アンケート](#)

調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）

ヘルプデスク (9:00-21:00)
☎ 03-6666-8801
✉ helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English 特許庁 サイトマップ ヘルプ一覧

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

特許・実用新案 意匠 商標 審判 経過情報

トップページ > 商標 > 日本国周知・著名商標検索

日本国周知・著名商標検索

[前画面へ戻る](#) [ヘルプ](#) [入力画面](#) [結果一覧](#) [詳細表示](#)

商標名や文献番号等から防護標章として登録されている商標及び異議決定・審判・判決において周知・著名な商標として認定された登録商標を検索できます。なお、検索結果は商標公報に代わるものではありません。

蓄積文献一覧

全1212件中1から50件を表示

項番	登録番号/国際登録番号	読み方	商標（検索用）	イメージ
1	登録1674262	アース	アース	
2	登録2353757	アース	アース	
3	登録2353758	アース	EARTH	
4	登録0606400	アイエッチアイ	IHI	

調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）

 特許情報プラットフォーム

ヘルプデスク (9:00-21:00)
☎ 03-6666-8801
✉ helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English 特許庁 サイトマップ ヘルプ一覧

 独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property Information and Training

特許・実用新案 意匠 商標 審判 経過情報

[トップページ](#) > [商標](#) > [日本国周知・著名商標検索](#)

日本国周知・著名商標検索 [前画面へ戻る](#) [ヘルプ](#) [入力画面](#) [結果一覧](#) [詳細表示](#)

商標名や文献番号等から防護標章として登録されている商標及び異議決定・審判・判決において周知・著名な商標として認定された登録商標を検索できます。なお、検索結果は商標公報に代わるものではありません。

選択された文献 [前の文献](#) 349/1212 [次の文献](#)

登録番号：0106633 [経過情報](#) [公報](#)

(111)登録番号 : 0106633 (540) :
(511)商品及び役務の区分：
国際分類 32

(732)権利者 : ゼ コカ コーラ カムパニー
アメリカ合衆国

商標(検索用) : Coca Cola
読み方(片仮名) : コカコーラ

この商標は、防護標章として登録されています。



調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）

asean TMview English (en)

Home About Help Contact Us

Find term

COCA-COLA Search Clear

Advanced search Filters

List of results

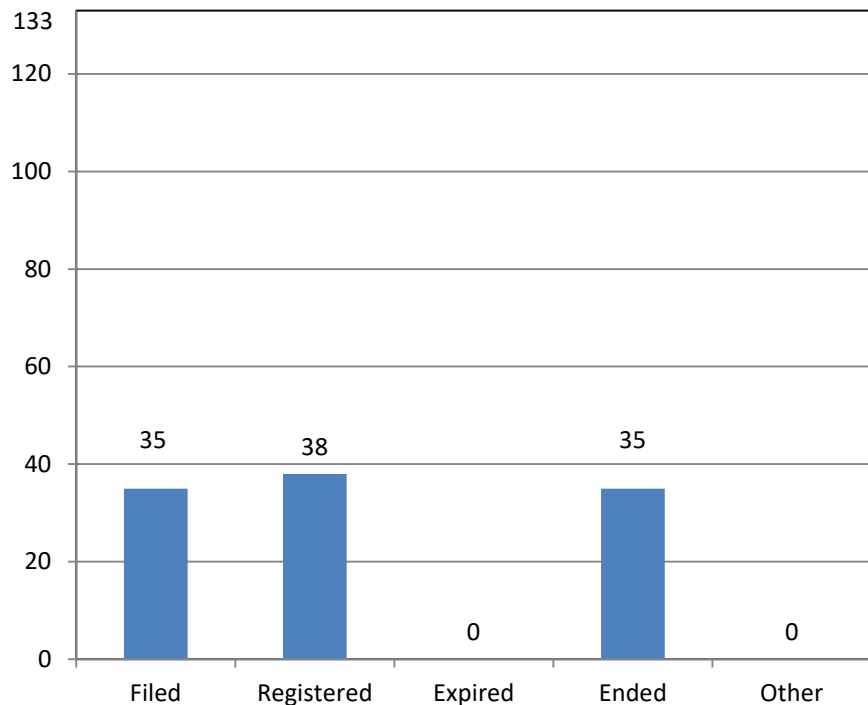
Graphic represent...	Trade mark name	Trade...	Application n...	Trade mark st...	Nice class	Applicant name	Application d...	Trade mark type	Registration d...
	chup! coca cola refresh lah together-gether	MY	2013056514 2013056514	Registered	32	The Coca-Cola Company	04-07-2013	Stylized characters	16-10-2014
-	COCA COLA	TH	336359	Other	25	เดอะ โคคา-โคล่า คอมพานี	12-10-1987	Word	-
	COCA COLA	SG	T6946810C	Registered	30	THE COCA-COLA COMPANY	04-07-1969	Combined	-
	COCA COLA	SG	T9801153A	Registered	9	THE COCA-COLA COMPANY	12-02-1998	Combined	-
	coca cola	SG	T0300880E	Registered	32	THE COCA-COLA COMPANY	24-01-2003	Combined	-
COCA-COLA	COCA COLA	SG	T9204668F	Registered	15	THE COCA-COLA COMPANY	22-06-1992	Combined	-
	COCA COLA	SG	T8804694D	Registered	24	THE COCA-COLA COMPANY	30-08-1988	Combined	28-02-1991
COCA-COLA	COCA COLA	ID	R002012018931 IDM000391400	Registered	21	The Coca-Cola Company	28-01-2013	Combined	04-07-2013
COCA-COLA	COCA COLA	ID	R002012018924 IDM000391410	Registered	22	The Coca-Cola Company	28-01-2013	Combined	04-07-2013
COCA-COLA	COCA COLA	ID	R002012018925 IDM000391399	Registered	18	The Coca-Cola Company	28-01-2013	Combined	04-07-2013

調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）の結果

<インドネシア>

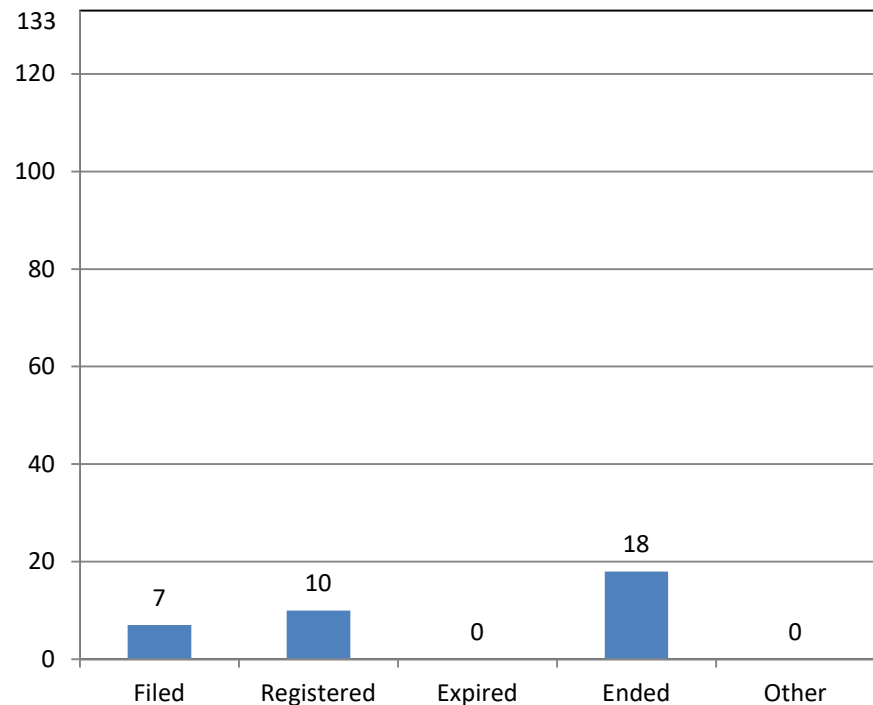
○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：66件/133件

異なる区分を含む



○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：29件/133件

同一区分のみ

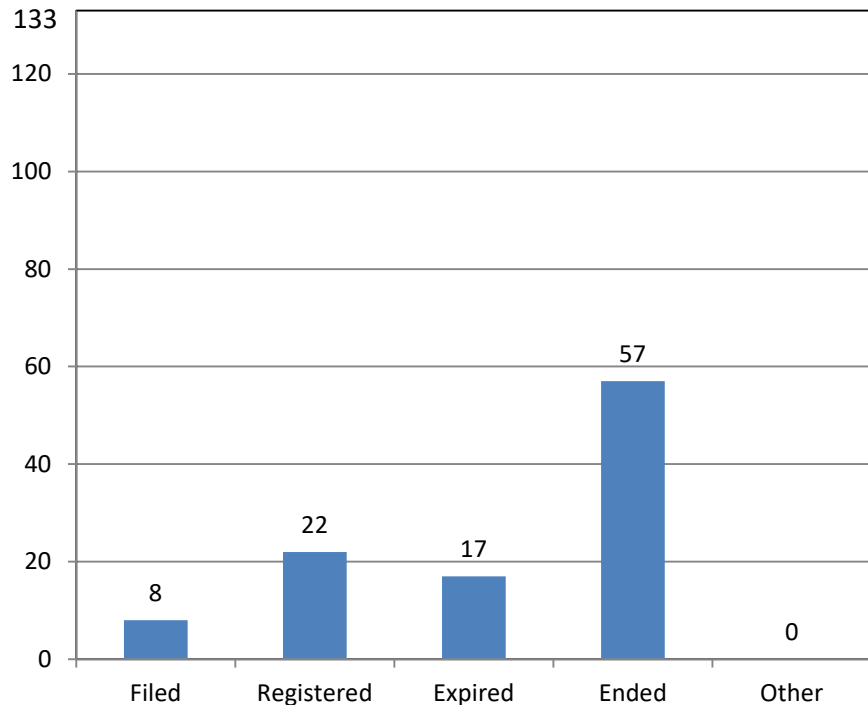


調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）の結果

<マレーシア>

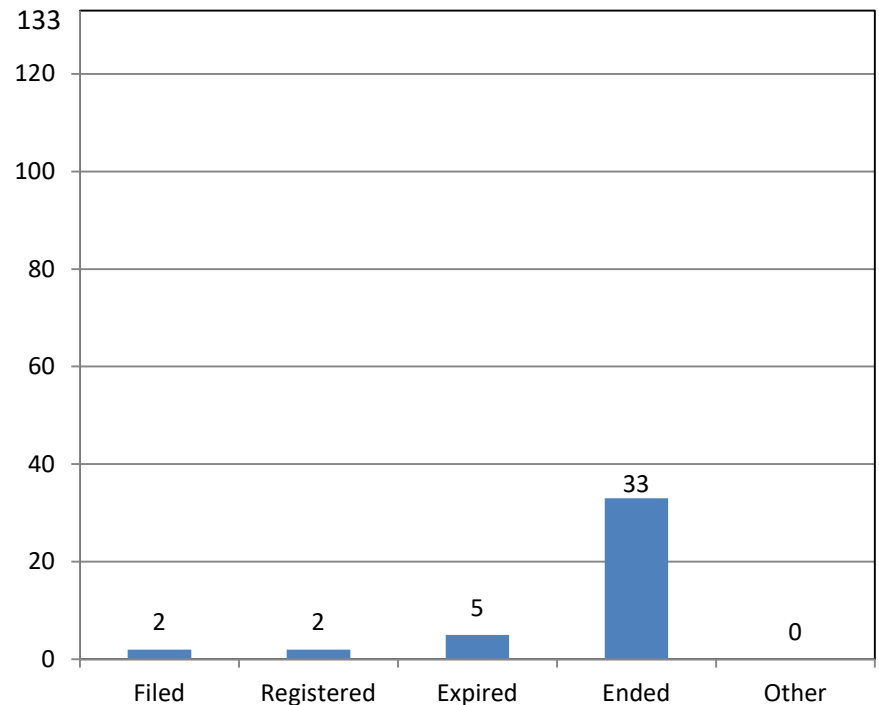
○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：67件/133件

異なる区分を含む



○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：37件/133件

同一区分のみ



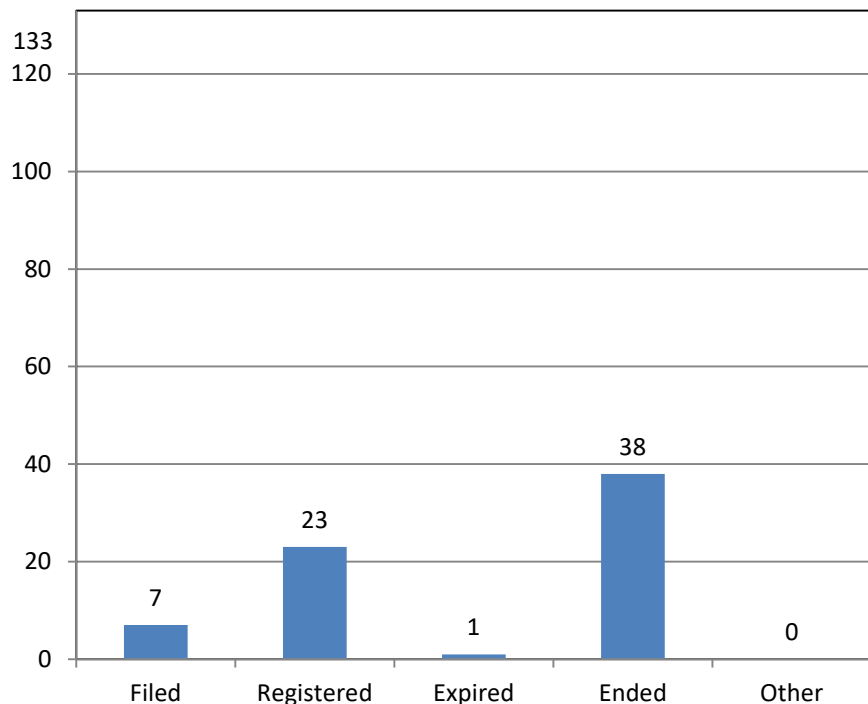
調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）の結果

<フィリピン>

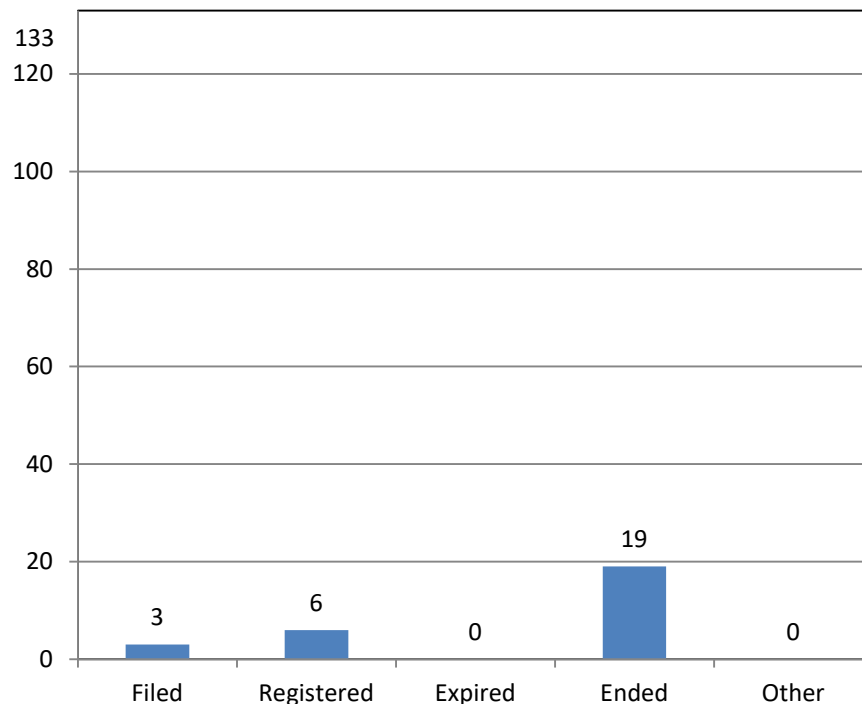
○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：46件/133件

○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：23件/133件

異なる区分を含む



同一区分のみ

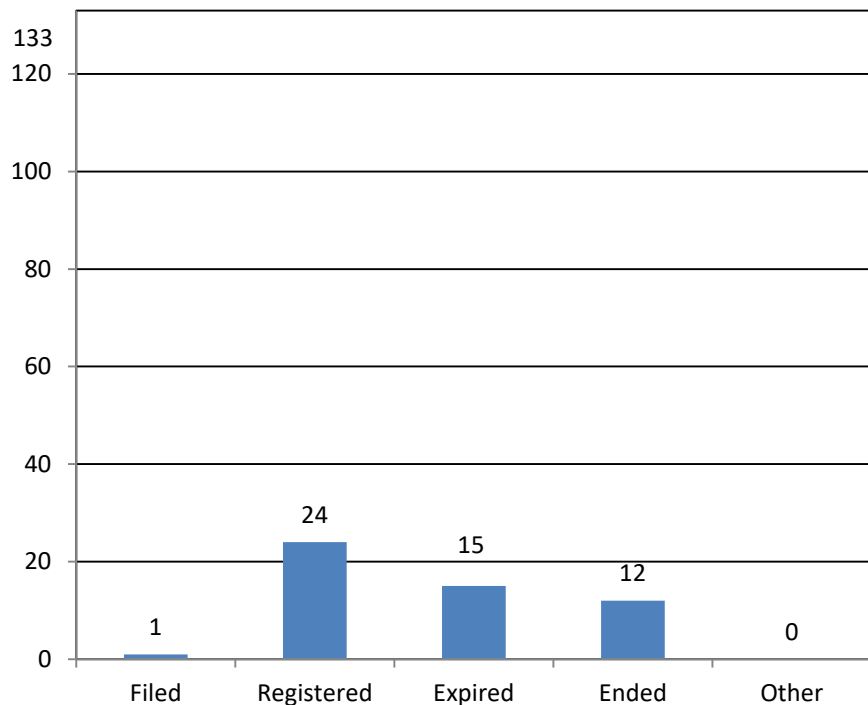


調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）の結果

<シンガポール>

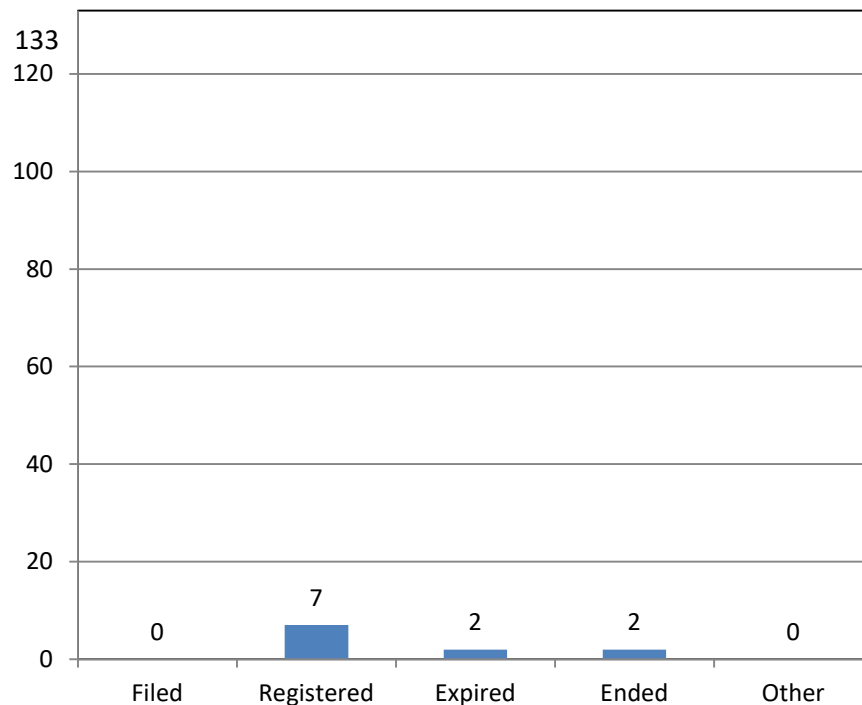
○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：33件/133件

異なる区分を含む



○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：11件/133件

同一区分のみ



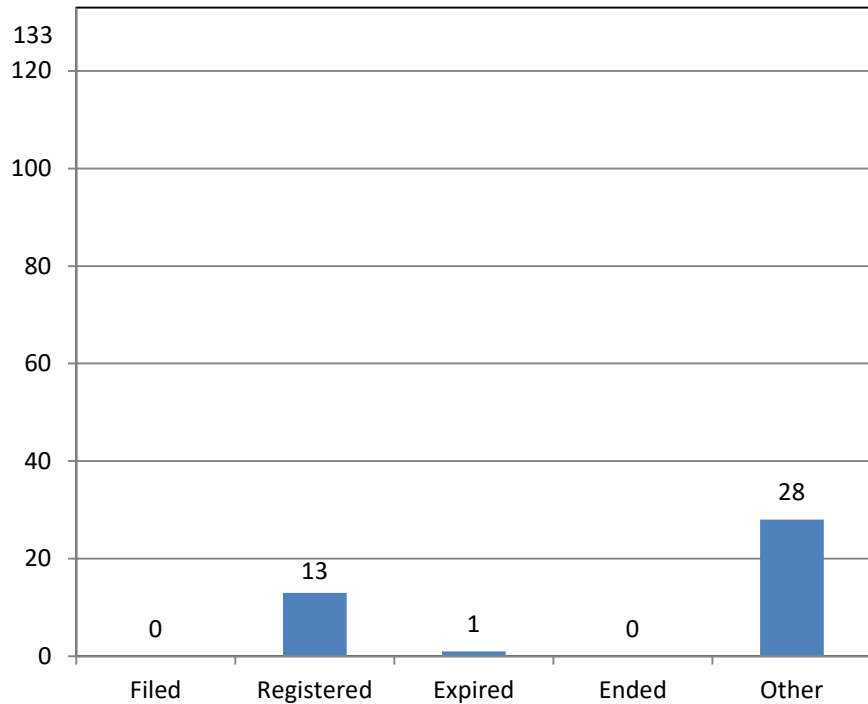
調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）の結果

<タイ>

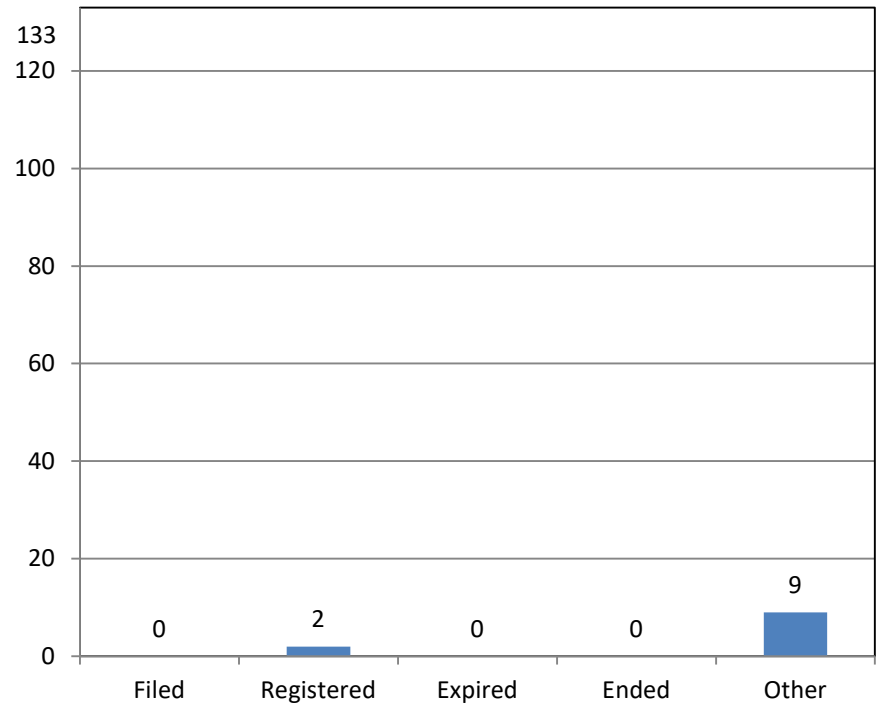
○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：34件/133件

○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：10件/133件

異なる区分を含む



同一区分のみ



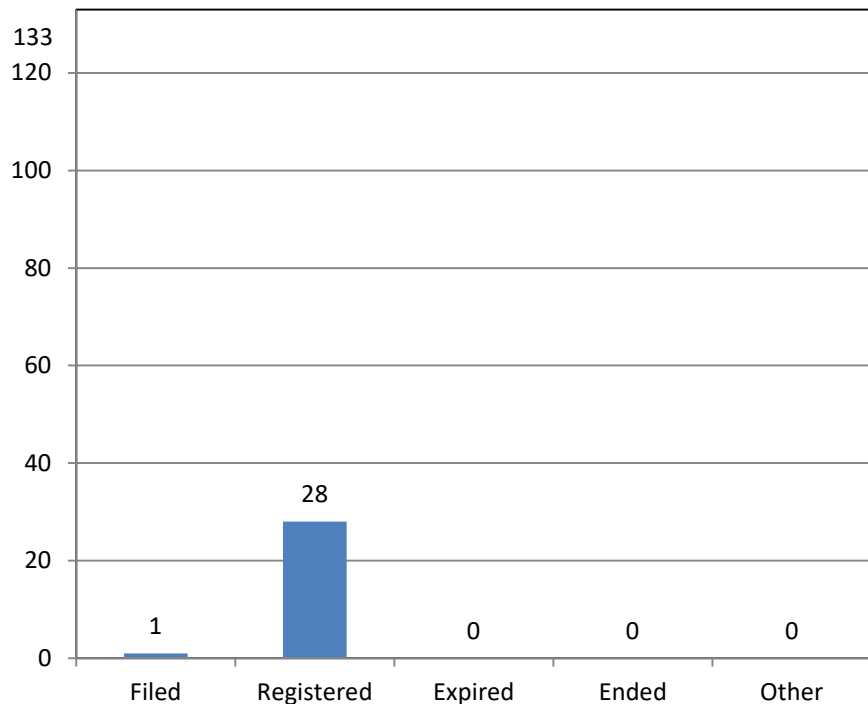
調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）の結果

<ベトナム>

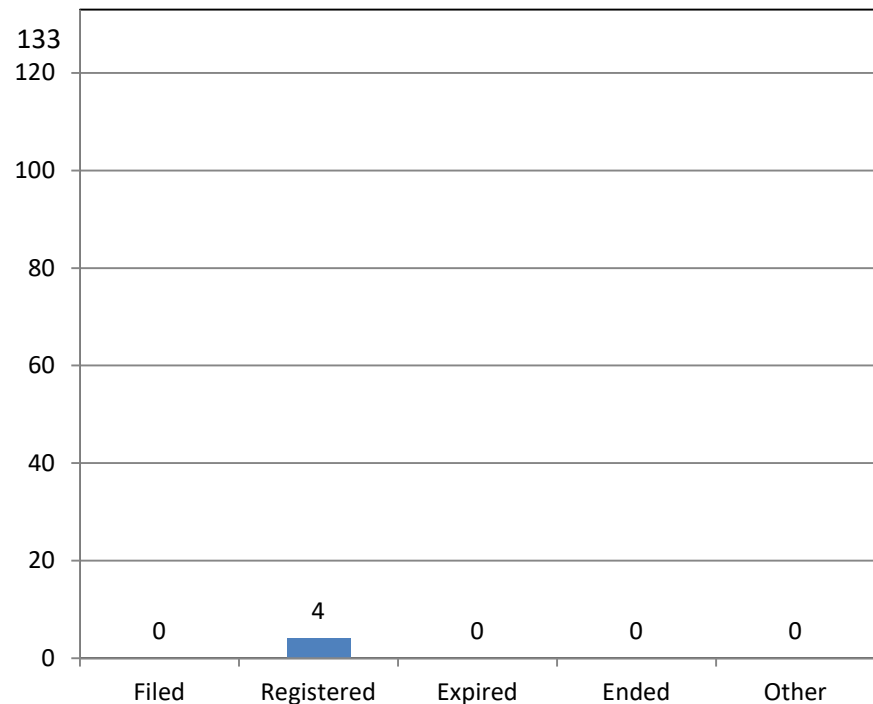
○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：28件/133件

○「日本国著名商標」と同一商標名の
全件数：4件/133件

異なる区分を含む



同一区分のみ

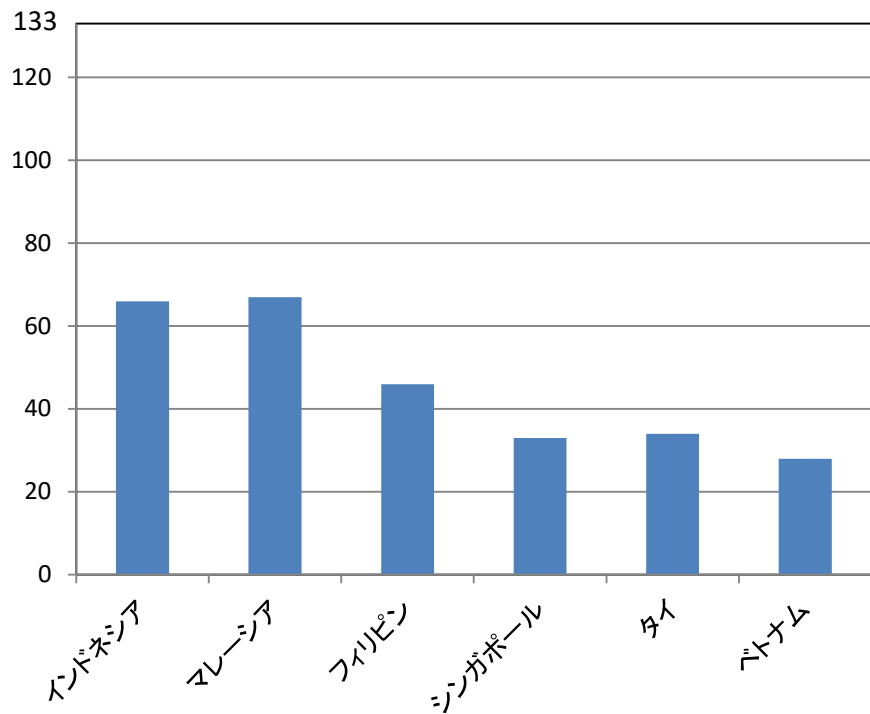


調査事項Ⅱ（日本国著名商標名の商標登録の有無）の結果

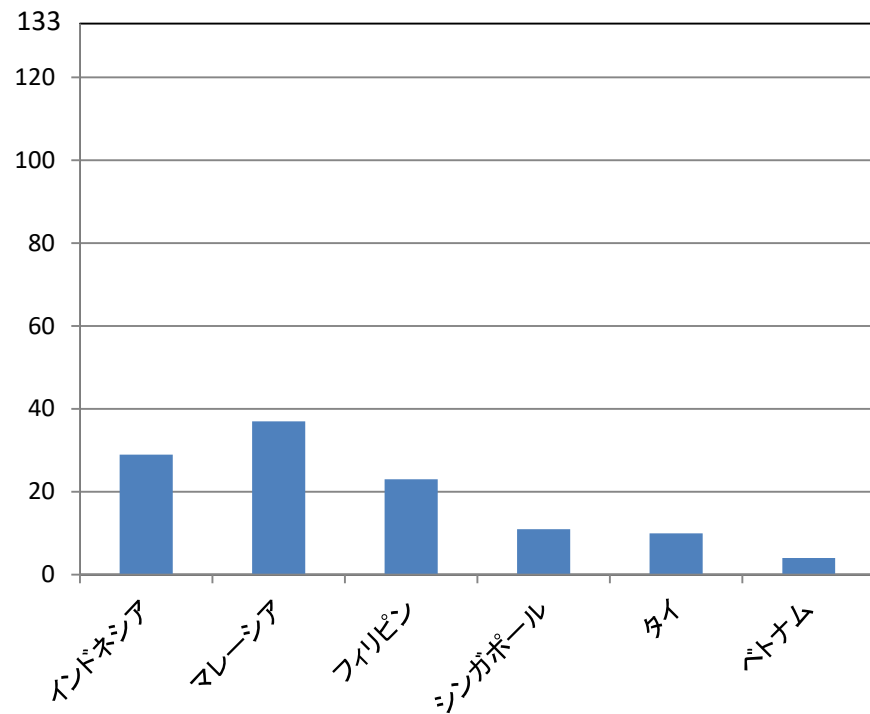
<主要国間の比較>

◆ 「日本国著名商標」と同一商標名の件数（ステータス問わず）

異なる区分を含む



同一区分のみ



調査事項Ⅲ（地名等の商標登録に関する判例及び報道）

＜インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム＞

- ◆ 調査方法で述べた範囲において、地名等の商標登録に関する判例及び報道は確認されなかった。

＜マレーシア＞

- ◆ マレーシアのチョコレート生産会社（Maestro Swiss、以下「被告」）が、その商品パッケージに「Maestro SWISS」という文字を印字していたのに対し、スイスのチョコレート生産 協同組合ら（以下、「原告」）が、被告のチョコレートがスイスで生産されているかのように公衆を誤認させるとして、Passing Off（詐称通用）に基づいて訴訟を提起した事案について、前回調査時に連邦裁判所に上訴されていた。

本件は、2016年3月に判決が言い渡され、「Maestro SWISS」という文字は同商品がスイスで生産されていると公衆を誤認させるおそれがあり、Passing offを認めて原告の請求を認めた。

調査事項Ⅳ（登録商標への対抗策）

＜インドネシアの主な改正点＞

- ◆ 商標法に基づく損害賠償請求及び使用差止請求等
 - ・登録商標の権利者以外に、著名商標の権利者も損害賠償請求及び使用差止め請求が可能となった（商標法第83条第2項）。
- ◆ 商標法上の罰則
 - ・故意に登録商標と完全に同一の商標を使用した場合の罰金額を20億ルピアに引き上げられた（商標法第100条第1項）。
 - ※ 改正前の罰金額は10億ルピア。
 - ・故意に登録商標とその主要な部分について同一の商標を使用した場合の罰金額を20億ルピアに引き上げられた（商標法第100条第1項）。
 - ※ 改正前の罰金額は8億ルピア。

調査事項Ⅳ（登録商標への対抗策）

<タイの主な改正点>

- ◆ 商標登録に対する異議申立て
 - ・異議申立期間、答弁書提出期間、及び商標委員会への審判請求期間がそれぞれ90日から60日に短縮された（商標法第35条乃至第37条）。

- ◆ 商標登録に対する取消請求
 - ・商標法61条第(3)号及び第(4)号の規定される取消対象となる商標が、区分を問わず、同一の特徴を有する商品に使用するものに変更された。

- ◆ 商標法上の罰則
 - ・商標法第109/1条が新設され、第三者の登録商標を表示した容器又はパッケージを公衆に誤認させるために自ら又は他人の商品に使用する者には4年以下の禁錮及び／又は40万バーツの罰金が科されるようになった。

調査事項Ⅳ（登録商標への対抗策）

<ベトナムの主な改正点>

◆ ベトナム刑法(2015年改正)

- ・ベトナムで保護されている地名商標に対して故意に工業所有権を侵害した者が、1億ベトナムドン以上3ベトナム億ドン未満の不正利益を得た場合等は、5000万ベトナムドン以上5億ベトナムドン以下の罰金または3年以下の非拘束矯正が科される(刑法第226条第1項)。
- ・組織的である場合、2回以上罪を犯した場合等には、5億ベトナムドン以上10億ベトナムドン以下の罰金または6カ月以上3年以下の懲役が科される(刑法第226条第2項)。

<マレーシア、フィリピン、シンガポールの主な改正点>

- ◆ 特になし。

事務所概要

名 称 特許業務法人 オンダ国際特許事務所 / 株式会社オンダテクノ
(外国出願・特許調査業務等)

(関連会社) セブンシーズ I P コンサルティング上海
セブンシーズ I P コンサルティング台湾

経営理念 上質な知的サービスで国際文化価値を創造する

オンダ国際特許事務所は、高品質かつ高付加価値を伴ったサービス提供と積極的なグローバル展開で、特許事務所の国際スタンダードを目指しています。

拠 点 岐阜（本社）・東京・大阪・上海・台北
(208名) (41名) (15名) (15名) (4名)

所員数 283名（グループ合計）

(2017年4月現在)



◆ 東南アジア担当 / 弁理士 金森 晃宏

kanamori@ondatechno.co.jp

※本資料の内容は正確を期しているものの、必ずしもその正確性を保証するものではありません。ご了承ください。